(その156)親切で速度をもった対応が一人の人に勇気を与えた(2018.9発行)

8月初旬、18年前に川崎区小田に住んでいた時離婚問題で宮原議員にお世話になり、現在は再婚して横浜市港北区に住んでいるというKさんが相談に見えました。

お話を聞きますと、①夫が暴力をふるうので離婚を申し出ているが一番下の子供(小学 5 年生)を残して出てゆけと言われ納得できない。

- ②夫が生活費を入れてくれなくて借金生活をしているのに手切れ金 30 万円しかくれない。
- ③自分が病気で働けないので生活保護を受けたい。という相談でした。

8月3日の無料法律相談で、子供の親権問題と慰謝料と養育費について相談したところ、 弁護士さんから 17日に再度相談し夫の経済事情(中小企業の会社経営、高級車を持参等)から見ても一方的な主張は認められないので法テラスを活用して訴訟を起こす事にし 24日に 3度目の相談で提訴しました。

一方訴訟中でも収入がないので、中央プランナーさんにお願いし川崎区内にアパートを 借りることが出来生活保護の申請を行いました。

子どもも川崎区に転校出来て、楽しそうに学校に通っているのを見て安心しています。 訴訟の結果どんな結論になるか時間のかかる問題ですが、弁護士さんを信じて頑張りま す。

Kさんは「夫の暴力におびえた生活が続いていたこともありこんな心の温かい人達に会えて、しかも相談にはテキパキとこたえて頂き、悩みが解決しそうで生きる勇気が湧いてきました。私に出来る事があったらどんな事でもお手伝いさせて下さい」と喜んで報告に見えました。